

## 2. 人員に関する基準

### (1) 従業者

- ① 生活相談員、介護職員、看護職員各1名ずつを専従とし、生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とすること
- ② 定員が15名を超える場合には、定員が5又はその端数を増すごとに介護職員を1名増加させること
- ③ ただし、定員が10名以下の場合には生活相談員1名及び介護職員又は看護職員のいずれか1名を専従とし、かつ、これらの職員のうち1名以上を常勤とすること
- ④ 機能訓練指導員（兼務可）  
日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

### (2) 管理者

常勤の管理者1名を置くこと

- ① 当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

## 3. 設備に関する基準

### (1) 食堂

### (2) 機能訓練室

- ① 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人あたり3㎡以上であること
- ② 食堂と機能訓練室は兼用可  
ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

### (3) 静養室を設けること

### (4) 相談室

遮蔽物を設置するなど会話内容が漏洩しない配慮をすること

### (5) 事務室を設けること

### (6) その他必要な設備を設けること

※ 相互のサービス提供に支障がない場合は他の施設等の利用も差し支えない。

## 4. 運営に関する基準

### (1) サービスの取扱いに関する基準

#### ① 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定通所介護を提供した際は、利用料として、当該指定通所介護について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、指定通所介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定通所介護に係る法第4

1条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。

- ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者 の選定に係るものの実施に伴い必要となる費用の範囲内において、通常 の指定通所介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第 1号に規定する費用の額を超える費用

三 食材料費

四 おむつ代その他通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上 の便宜の提供に係る費用であって、その利用者負担させることが適当 と認められる費用

- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に 関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### ② 指定通所介護の基本取扱方針

- ・ 指定通所介護は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態 となることの予防に資するよう、機能訓練等の目標を設定し、計画的に行 わなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその 改善を図らなければならない。

#### ③ 指定通所介護の具体的取扱方針

指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所介護の実施に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の 機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。

二 事業所の従業者は、指定通所介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等 に ついて、理解しやすいように説明を行う。

三 指定通所介護の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な 介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、 機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。 特に、痴呆性老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービ ス提供ができる体制を整える。

五 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状 況及び目標の達成状況の記録を行う。

#### ④ 通所介護計画の作成

- ・ 管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を 踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ スの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- ・ 管理者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- ・ 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

#### ⑤ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦居宅介護支援事業者等との連携、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪サービスの提供記録の記載、⑫保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑬利用者に関する市町村への通知、⑭緊急時等の対応、は通所介護について準用する。

### (2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

#### ① 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間（サービス実施場所が複数ある場合には、当該サービス実施場所ごとの営業日及び営業時間）
- 四 指定通所介護の定員
- 五 指定通所介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

#### ② 勤務体制の確保等

- ・ 事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ・ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### ③ 定員の遵守

事業者は、通所介護の提供に際しては、定員を超えて行ってはならない。

#### ④ 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

#### ⑤ 衛生管理等

- ・ 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ・ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### ⑥ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
  - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ① 管理者の責務
- は通所介護について準用する。

### 5. 基準該当サービスに関する基準

#### (1) 人員に関する基準

##### ① 従業者

- イ. 生活相談、介護、看護に従事する者各1名ずつを専従とすること。
- ロ. 定員が15名を超える場合には、定員が5又はその端数を増すごとに介護に従事する者を1名増加させること
- ハ. ただし、定員が10名以下の場合には生活相談に従事する者1名及び介護又は看護のいずれかに従事する者1名を専従とすること
- ニ. 機能訓練指導に従事する者(兼務可)
  - 日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

##### ② 管理者

- 管理者1名を置くこと
- イ. 当該事業所の生活相談、介護、看護、機能訓練指導に従事する者との兼務可
- ロ. 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者(管理者を含む)との兼務可

#### (2) 設備に関する基準

##### ① 食事を行う場所

##### ② 機能訓練を行う場所

- イ. 食事及び機能訓練を行うための場所については、合計面積が1人あたり3㎡以上であること
- ロ. 食事を行う場所と機能訓練を行う場所は兼用可
- ハ. サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

- ③ 静養のための場所を確保すること
- ④ 相談のための場所を確保すること  
遮蔽物を設置するなど会話内容が漏洩しない配慮をすること
- ⑤ 事務・連絡のための場所を置くこと
- ⑥ その他必要な設備  
相互のサービス提供に支障がない場合は他の施設等の利用も差し支えない。

### (3) 運営に関する基準

4. の基準（（1）⑤及び（2）⑥により準用する基準を含む。）のうち、  
（1）の①のうち法定代理受領サービス提供時の利用料の徴収に係る部分、  
（1）⑤により準用する訪問介護の「④法定代理受領サービスを受けるための援助」及び（2）の⑥により準用する「⑨苦情処理」のうち国民健康保険団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。

## 7 通所リハビリテーション

### 1. 基本指針

- ・ 指定居宅サービスたる通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定通所リハビリテーションの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 2. 人員等に関する基準

- (1) 病院又は診療所（（2）の基準が適用されるものを除く。）の場合

- ① 医師：専任常勤1人  
要介護者等：医師＝40：1
- ② 専従する従業者2人  
要介護者等：専従従業者＝20：2  
20人を1単位とし、1日2単位を限度  
イ. 作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦（ただし、経験を有する看護婦の場合は、1単位につき週1日以上作業療法士又は理学療法士が勤務する）  
ロ. イ以外の者については、看護婦又は准看護婦で差し支えない  
ハ. 介護職員  
実情に応じた適当数

- (2) 診療所（（1）の基準が適用されるものを除く。）の場合

- ① 医師：専任1人  
要介護者等：医師＝40：1
- ② 専従する従業者2人  
要介護者等：専従従業者＝10：2  
10人を1単位とし、1日2単位を限度  
ア. 作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦  
イ. ア. 以外の者については、介護職員で差し支えない

- (3) 介護老人保健施設の場合

- ① 医師  
入所定員の3割を超える通所要介護者等の数を200で除した数以上  
(入所定員が100人に満たない施設で常勤医師が1人以上配置されている場合には、100から入所定員を除いた数に入所定員の3割を加えた数を超える通所者数の数を200で除した数以上)  
〔通所定員－{(100－入所定員)＋入所定員の3割}〕／200
- ② 理学療法士又は作業療法士 通所要介護者等の数を100で除した数以上
- ③ 看護・介護職員 通所要介護者等：看護・介護職員＝10：1（専従）  
専任の看護職員を少なくとも1名配置（入所者処遇業務との兼務を行っても差し支えない）
- ④ 支援相談員 通所要介護者等の数を100で除した数以上

### 3. 設備に関する基準

- (1) 病院の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること  
イ. 45㎡以上の面積を有すること  
ロ. 1単位の要介護者等の1人当たりの面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

- (2) 診療所の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること  
イ. 30㎡以上の面積を有すること  
ロ. 1単位の要介護者等の1人当たりの面積が3㎡以上であること
- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

- (3) 介護老人保健施設の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること  
・ 要介護者等1人当たりの面積が3㎡以上であること。  
\* 通所リハビリテーションを行う要介護者等用に食堂面積を確保している場合は、これも算入可

- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

#### 4. 運営に関する基準

##### (1) サービスの取扱いに関する基準

###### ① 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針

- ・ 指定通所リハビリテーションは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、必要なりハビリテーションに関する目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

###### ② 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針

指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 事業所の従業者は、指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 常に、利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆性老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録等に記録する。

###### ③ 通所リハビリテーション計画の作成

- ・ 医師及び理学療法士、作業療法士その他専従する従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- ・ 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- ・ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

###### ④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ①内容、手続の説明及び同意、
    - ②提供拒否の禁止、
    - ③サービス提供困難時の対応、
    - ④受給資格等の確認、
    - ⑤要介護者認定等の申請に係る援助、
    - ⑥心身の状況等の把握、
    - ⑦法定代理受領サービスを受けるための援助、
    - ⑧居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、
    - ⑨居宅サービス計画の変更の援助、
    - ⑩サービスの提供記録の記載、
    - ⑪保険給付の償還請求のための証明書の交付、
    - ⑫利用者に関する市町村への通知、
  - ・ 訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ②居宅介護支援事業者等との連携、
    - ③健康手帳への記載、
  - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ①利用料等の徴収
- は、通所リハビリテーションについて準用する。

##### (2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

###### ① 管理者等の責務

- ・ 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専従する看護婦のうちから指定通所リハビリテーションサービスの提供に係る責任者を選任し、必要な管理をさせることができる。
- ・ 管理者及び責任者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

###### ② 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所リハビリテーションの定員
- 五 指定通所リハビリテーションの内容、利用料及びその他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

###### ③ 衛生管理

- ・ 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- ・ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

###### ④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
  - ⑤掲示、
  - ⑥秘密保持等、
  - ⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、

- ⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
- ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
- ②勤務体制の確保等、③定員の遵守、④非常災害対策は、通所リハビリテーションについて準用する。

## 8 短期入所生活介護

### 1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定短期入所生活介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 2. 人員に関する基準

#### (1) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ①当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務可
- ②利用定員が40人未満の事業所については、併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

#### (2) 医師を置くこと（嘱託可）

#### (3) 生活相談員

100：1以上

1名以上を常勤で配置すること

#### (4) 介護職員

#### (5) 看護職員

上記(4)、(5)の職種については

利用人員：職員数＝3：1以上

\*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状態を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

- ・ 職種ごとに1名以上を常勤で配置すること。
- ・ 非常勤職員を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること。

- ・ 介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の配置

### (併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設されている定員20床未満の短期入所生活介護の場合には、(3)、(4)、(5)の職種の配置は、次の基準とすること。

- ・ (3)の職種については、

利用人員：職員数＝100：1以上

- ・ (4)、(5)の職種については、

利用人員：職員数＝3：1以上

\*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状態を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

- ・ いずれの職種も入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、本体職員の職員と兼務可とする。

- ・ 原則常勤が望ましいが、非常勤職員を充てる場合には、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること

### (空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合には(3)、(4)、(5)の職種の配置は次の基準とすること。

- ・ (3)の職種については、

特別養護老人ホーム入所者数と

短期入所生活介護の利用人員の合計数：職員数 ＝ 100：1以上

- ・ (4)、(5)の職種については、

特別養護老人ホーム入所者数と

短期入所生活介護の利用人員の合計数：職員数 ＝ 3：1以上

\*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状態を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

#### (6) 栄養士

1人以上を置くこと

- ・ 併設施設との兼務可

- ・ 40人以下の施設は、地域の栄養指導員との連携が図られれば、配置しなくても可

#### (7) 機能訓練指導員

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者を置くこと（兼務可）

#### (8) 調理員、その他の従業者

実情に応じた適当数

### 3. 設備基準

#### (1) ベッド数

20床以上設置し、専用の居室を設けること

(併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設し、短期入所生活介護のための専用の居室を設けて実施する場合は、20床未満でも可

(空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可

\* 現に老人福祉法の規定に基づき、短期入所専用ベッドを設置し、当該事業を行っている施設においては、なお従前の例による。

(2) 設備

① 建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物又は準耐火建築物

② 次の設備を設けること

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、静養室、面接室、寮母室、看護婦室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備

隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面所、静養室、寮母室、看護婦室を除き兼用可

ただし、設備を兼用する場合にあっても利用者に対して必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、短期入所生活介護の利用者及び本体施設の入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可。

ただし、設備を兼用する場合にあっても、利用者に対する必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(空床で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、特別養護老人ホーム入所者及び短期入所生活介護利用者の処遇に支障を来さない範囲で設備の兼用可。

(3) 居室

① 居室床面積 利用者1人当たり10.65㎡以上

② 居室定員 4人以下

\* 居室面積、居室定員については、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災に十分考慮すること

(4) 食堂

(5) 機能訓練室

① 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること  
\* 現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

② 食堂と機能訓練室は兼用可

③ サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること

(6) 浴室

身体の不自由な方に適したものとすること。

(7) 便所

身体の不自由な方に適したものとすること。

(8) 洗面所

身体の不自由な方に適したものとすること。

(9) その他

①廊下幅： 廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上とする。

②常夜灯の設置、階段傾斜を緩やかにすること。

③非常用設備の設置

④2階以上避難用傾斜路の設置（エレベーターの設置の場合は不要）

\* ①～④について、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

4. 運営基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容、手続の説明及び同意

事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

② 入退所

<対象者>

事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

<居宅介護支援事業者等との連携>

事業者は、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提

供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健、医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

### ③ 利用料等の徴収

- 事業者は、法定代理受領サービスたる指定短期入所生活介護を提供した際は、利用料として、当該指定短期入所生活介護について法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額の合計額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は介護支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 事業者は、指定短期入所生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額についてその費用の範囲内で利用者から支払いを受けることができる。
  - 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けないで設置されたものに限り。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※個室又は2人室、入所定員の5割を限度）
  - 送迎に要する費用  
ただし、厚生大臣が別に定める場合を除く。  
（※通常の送迎の実施地域において、介護者の事情等から送迎が必要な場合等。）
  - 食材料費
  - 理美容代その他短期入所生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### ④ 指定短期入所生活介護の取扱方針

- 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### ⑤ 短期入所生活介護計画の作成

- 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

### ⑥ 介護

- 介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 指定短期入所生活介護は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 事業者は、上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護の従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。

### ⑦ 食事の提供

- 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 利用者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

### ⑧ 機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

### ⑨ 健康管理

- ・ 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- ・ 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。

#### ⑩ 相談・援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

#### ⑪ その他のサービスの提供

- ・ 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
- ・ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### ⑫ 緊急時等の対応

事業所の従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### ⑬ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑫サービスの提供記録の記載、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知は、短期入所生活介護について準用する。

### (2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

#### ① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用者の定員（介護老人福祉施設の空床利用のみで行っている場合を除く。）
- 四 指定短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

#### ② 定員の遵守

事業者は、指定短期入所生活介護の提供に際しては、指定を受けた入所定員及び居室の定員（介護老人福祉施設の空床利用のみで行っている場合は、指定を受けた介護老人福祉施設の入所定員及び居室の定員）を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### ③ 地域等との連携

- ・ 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

#### ④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、⑤指示、⑥秘密保持等、⑦広告、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
- ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、①管理者の責務について
- ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、②勤務体制の確保等、④非常災害対策、⑤衛生管理は、短期入所生活介護について準用する。

※ 基準該当サービスに関する基準 については、継続して検討する。

### 9 短期入所療養介護

#### 1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、短期入所療養介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定短期入所療養介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 2. 人員及び設備に関する基準

##### (1) 介護老人保健施設の場合



介護老人保健施設に係る開設許可を受けていること（人員配置基準、設備基準については老人保健施設の基準と同様。ただし、基準において「入所者」とあるのは、「入所者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。）

## (2) 病院又は診療所の場合

### 1 介護療養型医療施設の指定に係る病棟又は病室の場合

介護療養型医療施設の指定に係る病棟又は病室であること（人員配置基準、設備基準は介護療養型医療施設の指定基準と同様。ただし、基準において「入院患者」とあるのは、「入院患者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。）

### 2 上記以外の療養型病床群等（当分の間、法の施行の時点において現に老人医科診療報酬点数表の診療所老人医療管理料を算定している診療所を含む。）の病棟又は病室の場合

医療法に定める療養型病床群等の人員配置基準、設備基準を満たしていること。（ただし、介護職員数については、入院患者及び短期入所療養介護を受ける者の数が6又はその端数を増すごとに1配置していること。）

## 3. 運営基準

### (1) サービスの取扱いに関する基準

#### ① 入退所

事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

#### ② 利用料の徴収等

- 事業者は、法定代理受領サービスたる指定短期入所療養介護を提供した際は、利用料として、当該指定短期入所療養介護について法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額の合計額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 事業者は、指定短期入所療養介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額についてその費用の範囲内で利用者から支払いを受けることができる。
  - 一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※個室又は2人室、入所定員の5割を限度）
  - 二 送迎に要する費用  
ただし、厚生大臣が別に定める場合を除く。

（※通常の送迎の実施地域において、介護者の事情等から送迎が必要な場合等。）

### 三 食材料費

四 理美容代その他短期入所療養介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### ③ 指定短期入所療養介護の取扱方針

- 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。
- 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### ④ 短期入所療養介護計画の作成

- 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を盛り込んだ短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 管理者は、短期入所療養介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

### ⑤ 診療の方針

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断をもととし、療養上妥当適切に行う。

- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- 六 別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

⑥ 機能訓練

事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な利用者には理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

⑦ 看護及び医学的管理の下における介護

- ・ 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・ 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について援助を行わなければならない。
- ・ 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- ・ 事業者は、上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- ・ 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

⑧ 食事の提供

- ・ 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- ・ 利用者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

⑨ その他のサービスの提供

- ・ 事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努める

ものとする。

- ・ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

⑩ 診療録の記載

施設の医師は、利用者の診療を行った場合には、遅滞なく診療録に当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。

⑪ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦法定代理受領サービスを受けるための援助、⑧居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑨サービスの提供記録の記載、⑩保険給付の償還請求のための証明書等の交付、⑪利用者に関する市町村への通知
  - ・ 訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ③健康手帳への記載
  - ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ①内容、手続の説明及び同意、②居宅介護支援事業者等との連携
- は、短期入所療養介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

② 定員の遵守

指定短期入所療養介護の提供に際しては、介護老人保健施設にあっては法第94第1項の許可に係る入所定員及び療養室の定員を、病院又は診療所にあっては短期入所療養介護に係る法第41条第1項本文の指定に係る病床数及び病室の定員を超えて利用させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

③ 地域等との連携

事業者は、指定短期療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

- ④ 準用
- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑩ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
  - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ① 管理者の責務
  - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ② 勤務体制の確保等、④ 非常災害対策
  - ・ 通所リハビリテーションのサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ③ 衛生管理
- は、短期入所療養介護について準用する。

## 10 痴呆対応型共同生活介護

### 1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる痴呆対応型共同生活介護（以下「指定痴呆対応型共同生活介護」という。）の事業者は、要介護者であって痴呆の状態にあるものについて、その共同生活を営む住居（以下「共同生活住居」という。）において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 2. 人員に関する基準

#### (1) 従業者

- ① 当直時間を除き利用者3人に対して1人の割合で介護職員を配置すること。（うち1名常勤）
- ② この他、当直時間帯は常時1名の職員を配置すること。（併設施設との兼務可）

#### (2) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ① 当該事業所の介護職員との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

#### (3) 事業単位

5人から9人を1事業単位とする。

### 3. 設備に関する基準

原則として、事業単位毎に利用者の処遇に必要な以下の設備を確保すること。

- ① 居室  
個室とする。（処遇に必要な場合は2人部屋も可）
- ② 居間（兼食堂）、台所
- ③ 浴室
- ④ その他日常生活に必要な設備

### 4. 運営に関する基準

#### (1) サービスの取扱いに関する基準

##### ① 入退居

<対象者>

- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護は、要介護者であって痴呆の状態にあるもの（当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- ・ 事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が痴呆の状態にある者であることの確認をしなければならない。

<サービス提供困難時の対応>

事業者は、入居申込者が入院加療を要する等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、速やかに適切な他の指定痴呆対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

<心身の状況等の把握>

事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

<退居時の援助>

事業者は、入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

<居宅介護支援事業者等との連携>

事業者は、入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供並びに保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### ② 入退居の記録の記載

事業者は、入居者の被保険者証の備考欄に、入居及び退居の年月日並びに入居している共同生活住居の名称を記載しなければならない。

### ③ 利用料等の徴収

- 事業者は、法定代理受領サービスたる指定痴呆対応型共同生活介護を提供した際は、利用料として法第41条第4項第2号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定痴呆対応型共同生活介護に係る法第41条第4項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。
  - 一 食材料費
  - 二 理美容代、おむつ代その他痴呆対応型共同生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

### ④ 痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

- 指定痴呆対応型共同生活介護は、入居者の痴呆の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 指定痴呆対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 指定痴呆対応型共同生活介護は、痴呆対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 共同生活住居における従業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者本人や他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 事業者は、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### ⑤ 痴呆対応型共同生活介護計画の作成

- 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した痴呆対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

- 管理者は、それぞれの入居者に応じた痴呆対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 管理者は、痴呆対応型共同生活介護計画作成後においても、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる他の従業者及び入居者が痴呆対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、痴呆対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて痴呆対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

### ⑥ 介護等

- 介護の提供に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 事業者は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。
- 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

### ⑦ 社会生活上の便宜の提供等

- 事業者は、入居者の趣味・嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- 事業者は、日常生活上必要な行政機関における諸手続等について、入居者及びその家族が行うことが困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務等を行わなければならない。
- 事業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

### ⑧ 準用

- 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知
  - 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準中、
    - ④緊急等時の対応
- は、痴呆対応型共同生活介護について準用する。

### (2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

#### ① 管理者による管理

管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所又は施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合には、この限りでない。

- ② 運営規程  
事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務内容
  - 三 入居者の定員
  - 四 指定痴呆対応型共同生活介護及びこれに関連して行われるその他のサービスの内容、利用料及びその他の費用の額
  - 五 入居に当たっての留意事項
  - 六 非常災害対策
  - 七 その他事業の運営に関する重要事項
- ③ 勤務体制の確保等
- ・ 事業者は、入居者に対し、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
  - ・ 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
  - ・ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ④ 定員の遵守  
事業者は、指定を受けた入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。  
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ⑤ 協力医療機関等
- ・ 事業者は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
  - ・ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
  - ・ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携・支援体制を整えなければならない。
- ⑥ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
- ・ 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
  - ・ 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

- ⑦ 準用
- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑧ 苦情処理、⑨ 損害賠償、⑩ 会計の区分、⑪ 記録の整備
  - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ① 管理者の責務
  - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ④ 非常災害対策、⑤ 衛生管理
  - ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
    - ③ 地域等との連携
- は、痴呆対応型共同生活介護について準用する。

## 1.1 特定施設入所者生活介護

### 1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる特定施設入所者生活介護（以下「指定特定施設入所者生活介護」という。）は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入所者が要介護状態等となった場合でも、当該指定特定施設において、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、入所者の意思と人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供とともに、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- ・ 事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 2. 人員配置基準

#### (1) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ① 当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員、機能訓練指導員又は計画作成担当者との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

#### (2) 生活相談員（常勤）

要支援者数÷要介護者数：職員数＝100：1以上

#### (3) 介護職員

#### (4) 看護職員

上記(3)、(4)の配置

- ・ 主として要介護者等の介護に従事するものとする。
  - ① 要支援者数：職員数（②の職員数を除く）＝10：1以上
  - ② 要介護者数：職員数（①の職員数を除く）＝3：1以上